

公立大学法人広島市立大学 第2期中期計画

(平成28年4月～平成34年3月)

公立大学法人広島市立大学

目 次

はじめに	1
重点取組項目	1
第1 中期計画の期間	1
第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 教育	
(1) 教育内容の充実	2
(2) 教育方法等の改善	4
2 学生の確保と支援	
(1) 学生の確保	4
(2) 学生への支援	4
3 研究	
(1) 研究活動の活性化	5
(2) 研究成果の積極的な公開及び還元	5
4 社会貢献	
(1) 生涯学習ニーズ等への対応	5
(2) 社会との連携の推進	5
5 国際交流	
(1) 国際交流の推進	6
(2) 日本人学生及び留学生への支援の充実	6
第3 業務運営の改善及び効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 業務運営の改善及び効率化	
(1) 機動的かつ効率的な運営体制の構築	6
(2) 社会に開かれた大学づくりの推進	6
2 財務内容の改善	7
3 自己点検及び評価	7
4 その他業務運営	7
第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
1 予算	8
2 収支計画	9
3 資金計画	10
第5 短期借入金の限度額等	
1 短期借入金の限度額	10
2 短期借入の想定理由	10
第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分及びその他の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	10
第7 剰余金の使途	10
第8 広島市の規則で定める業務運営に関する事項	
1 積立金の処分に関する計画	10
2 その他法人の業務運営に関し必要な事項	10

はじめに

公立大学法人広島市立大学は、「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」という建学の基本理念の下、広島市が設置した公立大学として「国際平和文化都市の「知」の拠点―地域と共生し、市民の誇りとなる大学―」を目標に掲げ取組を進めてきている。

加えて、第2期中期計画においては、世界や地域との関わりの中で知的経験の幅を広げ、専門知識・技能、広い視野、優れた共感力、寛容性、協調性及び社会に対する使命感を身に付けたたくましい人材の育成に向けた取組を推進する。

これらの目標の具現化に向けて、「少人数教育の特色を生かした丁寧な教育が高く評価される大学」、「きめ細かな学生への支援が高く評価される大学」、「特色ある研究が高く評価される大学」、「社会貢献が高く評価される大学」及び「国際交流が高く評価される大学」という五つを柱に、教職員が一丸となって取り組むため、中期目標に基づき、第2期中期計画を定める。

<重点取組項目>

- 1 3学部合同ゼミの開設及び学際的な研究活動の活性化により、国際学、情報科学、芸術学及び平和学の特色ある学部、研究科及び研究所の構成を生かした教育研究を推進する。
- 2 平和学研究科の新設等、広島平和研究所を有する本学ならではの平和の創造に向けた教育研究活動を推進する。
- 3 国際学生寮の整備・活用、リーダー人材の育成塾の創設・活用等により、国際社会及び地域の第一線で活躍する人材を育成する。
- 4 海外学術交流協定大学の戦略的な開拓、国際学生寮の整備、クォーター制（4学期制）の一部導入による留学の促進等により、大学の国際化を推進する。
- 5 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の推進等により、大学の教育研究力を生かして広島都市圏の都市機能の充実・強化及び地域の活性化に取り組む。
- 6 全学的かつ中長期的視点から教職員の任用・配置を行い、教育研究及び執行体制の充実を図る。

第1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。

第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育

(1) 教育内容の充実

ア 全学共通教育

- (ア) 多様な価値観に触れ、多様な視座・研究アプローチを学ぶため、国際学、情報科学及び芸術学という特色ある学部構成を生かし、必修科目として3学部合同ゼミを開設する。
- (イ) 学生が、読書、映画鑑賞及び美術鑑賞を通じて専門分野を越えた幅広い教養を身に付けられるよう、「いちだい知のトライアスロン」事業のより一層の充実を図る。平成33年度までに、「いちだい知のトライアスロン」事業に係る感想レポート及び「おススメコメント（他の学生に本や作品を推薦するという視点で作成するコメントをいう。）」の提出件数を年間2,000件（平成26年度1,012件）にするとともに、附属図書館入館者数を年間90,000人（平成26年度84,672人）にする。
- (ウ) 外国語による実用的・実践的なコミュニケーション能力を向上させるため、授業内容の改善等により、英語及び第2外国語教育の充実を図る。

イ 学部専門教育

学生の多様化に対応するとともに、社会で通用する実践的な能力を身に付けた学生を養成するため、学部専門教育の充実に取り組む。

- (ア) 国際学部においては、専門性と学際性を両立させるため、教育課程の充実及び専門領域認定（国際学部の五つのプログラム科目群のうち、一つの科目群から36単位以上を履修した場合、当該プログラム領域を専門に履修したことを認定する制度をいう。）の仕組みの見直しに取り組む。
- (イ) 情報科学部においては、技術の進展に対応できる基礎教育の充実を図るとともに、グローバル人材の育成等を推進する。
- (ウ) 芸術学部においては、創作工房及びスタジオを活用した実習科目の導入等により、学生の創作活動の幅を広げるための教育内容の充実を図る。
- (エ) 大学教育の質を担保するため、英語、数学等のリメディアル教育（大学教育を受ける前提となる基礎的な知識等を補う教育をいう。）を実施する。

ウ 大学院教育

学生の多様化に対応するとともに、専門分野において優れた研究能力と実践的スキルを身に付けた学生を養成するため、大学院教育の充実に取り組む。

- (ア) 大学院に平和学研究科を新設する。
- (イ) 国際学研究科においては、文系高度実務者養成のための教育を実施する。
- (ウ) 情報科学研究科においては、社会のニーズを教育へ適切に反映するとともに、社会の変化に対応した人材育成のための教育内容の充実を図る。
- (エ) 芸術学研究科においては、学生の創作活動の幅を広げるための領域横断的な教育に取り組むとともに、地域展開型の芸術プロジェクトへの参加等による実践的な教育を推進する。
- (オ) 国際学、情報科学、芸術学及び平和学の特色ある研究科及び研究所の構成を生かした科目の新設等により、学際的な教育を推進する。

エ 特色ある教育

- (ア) 豊かな人間性と国際性を身に付けた人材を育成するため、国際学生寮を活用した教育プログラムの開発・実施に取り組む。
- (イ) 社会に貢献するリーダー人材を育成するため、少数の学生を対象に課外教育プログラムを実施する「広島市立大学塾」（仮称）を創設する。
- (ウ) 地方創生に取り組む「地（知）の拠点大学」として、地域に愛着・誇りを持ち、その発展に貢献する人材を育成するための教育カリキュラムの充実を図る。
- (エ) 情報科学部及び情報科学研究科においては、他大学、医療機関、企業等学外機関との連携を推進し、情報科学、医学及び工学の知識を有した優秀な人材の育成を図る。
- (オ) 夏期集中講座「HIROSHIMA and PEACE」の講義内容等のより一層の充実を図る。
- (カ) 平和科目の必修化等により、平和関連教育の充実を図る。
- (キ) 学生が世界又は地域で活躍する人材と交流する機会の充実を図るため、外部講師を招いた講演会、特別講義等の開催に取り組む。
- (ク) 学生の成長につながる地域での取組へ学生の参加を促す。

(2) 教育方法等の改善

ア 教育効果の向上及び短期留学、インターンシップ、ボランティア活動等学外での学びの活性化のため、クォーター制の一部導入に取り組む。

イ 学生の学びを能動的かつ自律的なものにするための教育を推進する。

ウ GPA (Grade Point Average : 履修科目ごとの成績に評点を付けて全科目の平均値を算出する成績評価システムをいう。) の分析・活用等により、教育内容及び教育方法の改善に取り組む。

エ 生涯学習、リメディアル教育等を効果的に実施するため、「総合教育センター」(仮称) の設置に向けて取り組む。

オ 芸術資料館所蔵品のデータベース化を推進するとともに、所蔵品の多様な活用を図る。

2 学生の確保と支援

(1) 学生の確保

ア 教育内容の充実等により受験生への魅力を高め、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針) に応じた入学者選抜を実施することにより、意欲のある優秀な学生を確保する。

イ 長期履修制度、海外学術交流協定大学推薦入試制度等を活用し、国内外から意欲のある優秀な大学院生の受け入れを行う。

ウ 学部の特色・魅力を受験生及び保護者に分かりやすく伝える広報、地域性を考慮した戦略的広報に取り組む。

(2) 学生への支援

ア 新入生の大学への適応が円滑に進むよう、オリエンテーション等の充実を図る。

イ 教職員によるきめ細かい支援・相談等の実施、学生同士の助言等が行える環境づくりに取り組む。

ウ 各附属施設等の設備、サービス内容の充実、各施設間の連携等により、学習環境及び学習支援体制の整備に取り組む。

エ 学生の心身の健康の保持増進を図るため、「保健管理センター」(仮称) の設置に向けて取り組む。

オ 卒業生及び地元企業との連携によるセミナーの実施、インターンシップの活用等により、入学時から就職・キャリア形成に向けた支援を充実する。平成33年度までに、インターンシップ参加学生数を年間63人(平成27年度42人)にする。

カ 学生のクラブ、サークル活動、ボランティア活動等を奨励するとともに、それらを支援するための設備及び制度の充実等を図る。

キ RA (Research Assistant : 大学院生が研究の補助を行う制度をいう。) の導入等により、大学院生の経済的支援の充実を図る。

3 研究

(1) 研究活動の活性化

ア 国際学、情報科学、芸術学及び平和学の特色ある学部、研究科及び研究所の構成を生かした本学特有の新しい分野の研究活動並びに国際貢献及び地域貢献の視点で社会との関わりを意識した研究活動のより一層の活性化を図る。

イ 研究活動を活性化するため、URA (University Research Administrator : 研究者とともに研究活動の企画・マネジメント等を行うことにより、研究活動の活性化、研究開発マネジメントの強化等を支える人材をいう。) を導入するとともに、科学研究費をはじめとする外部資金の積極的な獲得に取り組む。平成33年度までに、外部資金を獲得している教員の割合を年間63.8% (平成27年度53.8%) にする。

ウ 芸術研究の発表活動を促進するため、学内外の作品展示スペースの充実・活用に取り組む。

エ 広島平和研究所における研究活動を活性化するため、学外研究者の積極的な参画等を促進する。また、広島に立地する研究所として、核・軍縮等特定のテーマを定めたプロジェクト研究を実施する。

(2) 研究成果の積極的な公開及び還元

論文発表及び出版による研究業績の向上に努める。加えて、叢書の出版、シンポジウム、研究公開イベント、展覧会の開催等により、研究成果を積極的に社会に公開及び還元する。

4 社会貢献

(1) 生涯学習ニーズ等への対応

幼児から社会人まで幅広く市民の生涯学習ニーズ等に対応した公開講座等を開催する。

(2) 社会との連携の推進

ア 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を推進し、広島都市圏の活性化につながる教育研究活動を実施することにより、地方創生に貢献する。

- イ 社会連携センターを窓口として、広島市をはじめとした行政機関、企業等からの受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。
- ウ 地域社会との連携を通じた地域展開型の芸術プロジェクトを推進し、芸術の社会的有効性を発信する。
- エ 学生及び教職員の社会貢献活動及び地域との連携事業を支援する。

5 国際交流

(1) 国際交流の推進

言語、地域、学術分野等を踏まえた海外学術交流協定大学の戦略的な開拓、短期留学プログラムの新規実施等により、学術交流及び学生交流を推進する。平成33年度までに、派遣・受入留学プログラム参加学生数を年間192人（平成26年度96人）にする。

(2) 日本人学生及び留学生への支援の充実

- ア 国際学生寮の整備を推進し、施設を活用した多様な交流を促進する。
- イ 日本人学生の派遣及び留学生の受け入れに係る支援の充実を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 機動的かつ効率的な運営体制の構築

- ア 本学の特色を生かした教育研究を推進するため、全学的かつ中長期的視点から教員を戦略的かつ機動的に任用・配置する。
- イ 事務の継続性及び職員の事務処理能力の専門性を高め、効率的かつ安定的な運営体制を構築するため、中長期的視点から職員を任用・配置する。
- ウ 研修の充実等により、職員の能力向上を図る。

エ 教育、学生支援、大学運営等の質の向上を図るため、I R

(Institutional Research：学内の様々な情報を収集・分析し、大学業務の質の向上に活用することをいう。)を導入する。

オ 大学運営の効率化及び質の向上を図るため、学内外の多様な意見を活用しつつ、運営組織の在り方及び事務処理の内容・方法について定期的に点検し、必要に応じて改善を行う。

(2) 社会に開かれた大学づくりの推進

ア 地域の企業・自治体等との積極的な連携・交流を通じて地域のニーズを的確に把握し、教育研究活動への反映等に取り組み、社会に開かれた大学づくりを推進する。

イ 教育研究等の実績の積極的な公開等により、教員活動の活性化と社会への説明責任を果たす取組を推進する。

ウ 魅力的で利用しやすいものとするため、ウェブサイトのリニューアルを行うとともに、英語版ウェブサイトをはじめとするコンテンツの充実に取り組む。また、多様なメディアの相互活用により、効果的かつ魅力的な広報を展開する。

エ 本学のブランドイメージの一層の浸透を図るため、コミュニケーションマーク等を用いた大学オリジナルグッズを開発し、活用する。

2 財務内容の改善

- (1) 外部資金の獲得、大学が保有する施設・設備の利活用の促進等により、多様な収入の確保に努める。また、同窓会等との連携の下、教育研究活動の充実等を目的とした「広島市立大学基金」（仮称）を創設する。
- (2) 大学の持続的な発展のため、大学運営の恒常的な見直し・改善を通じ、教職員一人一人のコスト意識を高め、経費の適正かつ効率的な執行に努める。

3 自己点検及び評価

自己点検及び評価の結果を大学運営の改善につなげるとともに、評価結果をウェブサイト等で積極的に公開する。また、内部質保証（高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによって、その質を自ら保証することをいう。）の強化に取り組む。

4 その他業務運営

- (1) 施設・設備の効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「広島市立大学保全計画」（仮称）を策定し、計画的な維持保全に取り組む。
- (2) 職場巡視、研修の定期的な実施等により、教職員の健康の保持増進及び安全衛生管理の向上を図る。
- (3) 法令遵守及び各種ハラスメント等の防止に関する研修等の実施により、教職員の服務規律の確保を図る。
- (4) 災害等不測の事態に適切に対応できるよう、危機管理マニュアルの点検・見直し等を行う。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成28年度～平成33年度）

区 分	金 額	
収入		
運営費交付金	192億	800万円
授業料、入学料及び入学検定料収入	77億2,	000万円
受託研究収入	2億	200万円
寄附金収入	1億8,	000万円
補助金収入	1億6,	600万円
雑収入	9億	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	11億2,	200万円
計	294億9,	800万円
支出		
教育研究経費	73億	600万円
人件費	169億1,	600万円
一般管理費	37億	500万円
受託研究経費	2億	200万円
寄附金事業費	1億8,	000万円
補助事業費	1億6,	600万円
施設整備費	10億2,	300万円
計	294億9,	800万円

2 収支計画（平成28年度～平成33年度）

区 分	金 額
費用の部	286億7,200万円
經常費用	286億7,200万円
業務費	218億 500万円
教育経費	18億3,400万円
研究経費	9億3,200万円
教育研究支援経費	15億7,500万円
受託研究費	2億 200万円
寄附金事業費	1億8,000万円
補助事業費	1億6,600万円
人件費	169億1,600万円
一般管理費	34億6,400万円
財務費用	3億7,600万円
減価償却費	30億2,700万円
臨時損失	0
収入の部	285億7,300万円
經常収益	285億7,300万円
運営費交付金収益	191億8,200万円
授業料収益	62億8,800万円
入学料収益	12億 900万円
入学検定料収益	2億2,700万円
受託研究収益	2億 200万円
寄附金収益	1億8,000万円
補助金収益	1億6,600万円
雑益	9億円
資産見返負債戻入	2億1,900万円
資産見返運営費交付金等戻入	5,300万円
資産見返物品受贈額戻入	1億6,600万円
臨時利益	0
純損益	▲9,900万円
前中期目標期間繰越積立金取崩	9,900万円

(注) 収支計画は、損益計算書の例によっているため、同計画の金額と予算及び資金計画の金額には相違があるものがある。

3 資金計画（平成28年度～平成33年度）

区 分	金 額
資金支出	294億9,800万円
業務活動による支出	250億7,400万円
投資活動による支出	12億4,000万円
財務活動による支出	31億8,400万円
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	294億9,800万円
業務活動による収入	283億7,600万円
運営費交付金	192億800万円
授業料、入学料及び入学検定料収入	77億2,000万円
受託研究等収入	2億200万円
寄附金収入	1億8,000万円
補助金収入	1億6,600万円
雑収入	9億円
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	11億2,200万円

第5 短期借入金の限度額等

1 短期借入金の限度額

4億円

2 短期借入の想定理由

事故の発生等による緊急に必要な費用に充てるため、短期借入を想定する。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産の処分及びその他の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

第8 広島市の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし